

指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援センター 光葉園 運営規程 社会福祉法人 みろく会

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 2 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう、公平中立に行う。
- 4 居宅介護支援の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保険・医療・福祉サービス事業者との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 2 名 称 指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援センター 光葉園
- 3 所在地 青森県八戸市大字鮫町字金屎35番地90

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業員の職種、員数及びその内容は次のとおりとする。

- 2 所長 1名
所長は、この事業所の代表者及び運営管理責任者であり、従業員の指導、育成、助言及び必要な指揮命令を行う。
- 3 管理者 1名
管理者は、この事業所の介護支援専門員その他の従業員の管理、居宅介護支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

4 主任介護支援専門員 1名 管理者兼務

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス事業者との連絡調整、必要時介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 2 営業日は祝日を含む月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 3 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 4 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

2 提供方法

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内の相談室 |
| (2) 使用する課題分析票の種類 | 基本的に三団体ケアプラン策定研究会方式とする |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 利用者のご自宅 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 月1回または状況に応じて訪問 |

3 内容

- (1) 面接調査
- (2) 居宅介護支援サービス計画の作成
- (3) 居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供
- (4) 利用者が居宅において生活困難になった場合及び介護保険施設への入所を希望する場合の、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第7条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし（法定代理受領サービス以外）、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う居宅介護支援に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する。なお、自動車を

利用した場合の交通費は、定額2,000円とする。

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において居宅介護支援を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 利用料については、介護給付体系の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、変更できるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八戸市、階上町の区域とする。

(緊急時の対応方法)

第9条 サービス提供中に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、事前の打合せにより速やか主治医、嘱託医、救急隊、家族へ連絡を行う等必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供中に事故が発生した場合は、家族へ連絡するとともに必要な措置を講ずる。また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償する。

(サービスの利用に関する留意事項)

第11条 サービス提供を行う介護支援専門員は、サービス提供時に、決定する。

2 介護支援専門員の交替について

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により介護支援専門員を交替することがある。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとする。

②契約者等からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望された場合には、当該介護支援専門員が業務上不相当と認められる事情が発生した場合及び、その理由が適当と認められるときは、介護支援専門員を交替できるものとする。但し、契約者等から特定の介護支援専門員の指名はできない。

(守秘義務)

- 第12条 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものとする。
- 2 当施設は利用者に医療上、緊急の必要性がある場合、またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者または家族の個人情報を用いるものとする。

(虐待の防止)

- 第13条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。
- 2 虐待防止に関する担当者、及び責任者を選定する。
- 3 介護支援専門員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を年1回以上実施する。
- 4 虐待防止のために対策を検討する委員会を設立し、年1回以上開催する。
- 5 虐待防止のための指針を作成し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、もって高齢者の権利利益の擁護を実現することに努める。
- 6 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(業務継続計画の策定)

- 第14条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。
- 2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上行う。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及び、まん延の防止のための措置)

第15条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催する。その結果を、介護支援専門員に周知徹底する。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第16条 介護支援専門員の質的な向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- 2 当事業所は第10条に規定する賠償に対応するため、あらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。
- 3 当社会福祉法人みろく会の法令遵守責任者は理事長澤口公孝とする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、基準省令第5条に定める重要事項説明書に定めるほか、契約者及び利用者と当法人が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月2日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年10月1日から施行する。